

Info  
2

放っておくと大変なことに！

## 空き家の困り事は専門の窓口へご相談ください

近年、居住者がおらず、管理されていない空き家が増加しています。放置された空き家は周辺の景観を損なうだけでなく、皆さんの生命や財産を脅かす危険性もあります。空き家でお困りの場合は、専門の窓口へ早めに相談しましょう。



問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

### ①敷地内の除草や樹木を剪定したい

菊川市シルバー人材センター (☎35-2099)  
(加茂246-1)

**受付日時** 平日 午前8時15分～午後5時  
上記業者や造園業者へ問い合わせ  
ください。  
※除草や剪定には、一定の費用がかかります。



### ②相続問題や土地の管理責任問題がある

静岡県司法書士会 (☎054-289-3704)

**受付日時** 平日 午後2時～5時

「相続の問題で空き家の管理、売買などができない」、「隣地の竹木が自分の土地に入ってきている」などの問題がある場合は、相談ください。



### ③建物の耐震補強やリフォームしたい

静岡県建築士会・西部ブロック (☎053-451-5166)

**受付日時** 第2・4土曜日(祝日を除く)

午後1時30分～4時30分

※電話での事前予約が必須

空き家を改修して住みたい場合は  
相談ください。



### ④隣の家が管理されていない、空き家がある

菊川市役所都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

**受付日時** 平日 午前8時15分～午後5時

近所の空き家が放置され、周辺の生活  
環境に悪影響を与えているなどの問題  
がある場合は、相談ください。



### ⑤内容によって相談できる専門家を知りたい

あんしん建物相談室「ミーナ葵」(☎054-202-5590)  
(静岡県駿河区南町14番1号水の森ビル5階)

**受付日時** 平日

午前9時～正午、午後1時～5時

空き家の利活用や建物診断、法律、  
税制度などの専門家を紹介します。



### ⑥空き家の賃貸や売買、土地を利活用したい

静岡県宅地建物取引業協会 (☎054-247-2103)

**受付日時** 平日

午前10時～正午、午後1時～3時

全日本不動産協会静岡県本部 (☎054-285-1209)

**受付日時** 火・木曜日(祝日を除く)

午前9時30分～11時30分



## 令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます

令和5年4月以降、不動産に関するルールが変わります。その中でも、大きく変わるのが「相続登記の義務化」です。詳しくは上記②の静岡県司法書士会などへ確認ください。

#### ■ 義務の内容

- ・不動産を取得したことを具体的に知った日(※)から3年以内に「所有権移転登記」をしなければならない
- ・「法定相続分で相続登記」をした後に遺産分割が成立したときは、遺産分割の日から3年以内に「所有権移転登記」をしなければならない

※自分に対する相続の開始があったことを知り、かつ、不動産の所有権を相続により取得したことを通知などで知った日

#### ■ 罰則

正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の過料

#### ■ 経過措置

施行日前に開始した相続についても適用される期間については、その取得を知った日、または施行日のいずれか遅い日から3年以内とする